

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

米子駅南駐車場及び米子駅南駐輪場

ア 名称	米子駅南駐車場（以下「駅南駐車場」という。） 米子駅南駐輪場（以下「駅南駐輪場」という。）
イ 所在地	米子市目久美町1番地
ウ 構造	駅南駐車場 平面自走式駐車場（屋外） 駅南駐輪場 平面駐輪場（屋外）
エ 総面積	駅南駐車場 850平方メートル 駅南駐輪場 340平方メートル
オ 供用開始日	駅南駐車場 令和5年7月30日 駅南駐輪場 令和5年7月29日
カ 収容台数	駅南駐車場 自動車 29台 駅南駐輪場 自転車 148台 （自転車 142台、 原動機付自転車・自動二輪車 6台） ※別添(1)の「米子駅南駐車場・駐輪場平面図」参照
キ 施設の設置目的	米子駅南側からのパーク&ライドによる駅利用者の駐車・駐輪スペースを確保し、米子駅前地下駐車場・駐輪場と相互利用できる一体的な運用とすることで、がいなロードを活かした駅利用者の利便性向上を図り、駅南北の相互の活性化に寄与する。

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

- ・米子駅南駐車場は令和5年7月30日から令和9年3月31日まで。
- ・米子駅南駐輪場は令和5年7月29日から令和9年3月31日まで。

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の運営

イ 施設等の維持管理

ウ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・使用料等については、別途徴収を委託（指定管理者は、使用料等をその収入として収受することはできない）

エ 利用の促進

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者1人を、これを補佐する者を1人以上置かなければならない。ただし、米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の管理と併任を可能とする。

(4) 市が直接行う業務

- ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）
- イ 市が主催する事業の企画及び実施

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄う。

(6) その他の条件

特になし